

# 静岡県建設資材等価格決定要領

## 第1 趣旨

この要領は、静岡県の公共事業における工事価格の積算に必要な建設資材等の価格（以下「建設資材等価格」という。）の決定方法について定める。

## 第2 適用範囲

この要領は、静岡県が発注する建設工事、業務委託等について、予定価格を算出するための積算を行う場合に適用する。

## 第3 建設資材等価格の決定

建設資材等価格は消費税抜きの価格とし、原則として下記の順序で決定する。

- (1) 静岡県建設資材等価格表の価格
- (2) 物価資料の価格
- (3) 国公表の価格
- (4) 特別調査の価格
- (5) 見積調査の価格

## 第4 静岡県建設資材等価格表の価格

- 1 技術調査課長は、その価格を決定することが相当と認められる建設資材等の品目について価格実態調査（以下「価格実態調査」という。）を行う。
- 2 技術調査課長は、価格実態調査による建設資材等の価格及び物価資料掲載の主要資材等の価格をとりまとめ静岡県建設資材等価格表を作成する。
- 3 技術調査課長は、静岡県建設資材等価格表を以下のとおり改定する。
  - (1) 価格実態調査による建設資材等の価格は原則年2回（春、秋）
  - (2) 物価資料掲載の市場単価及び単位施工単価は原則年4回（4、7、10、1月）
  - (3) 物価資料掲載の市場単価及び単位施工単価以外の資材等価格は原則毎月（建築工事を除く）
  - (4) 建築工事に関する物価資料掲載の資材等価格は原則年4回（4、7、10、1月）
  - (5) 上記に関わらず、物価変動の状況により必要と認められる場合

## 第5 物価資料の価格

第4に定めのない建設資材等価格は、最新の物価資料の掲載価格を採用する。

## 第6 国公表の価格

各関係省庁が公表している最新の建設資材等価格を採用する。

## 第7 特別調査の価格

- 1 上記第4から第6に定めのない資材等で、概略調達価格（概略資材価格×予定使用数量）が500万円以上の資材等の価格は、原則として特別調査を実施し、採用する。ただ

し、建築工事（建築設備工事を含む。以下同じ。）に関する資材等については特別調査の対象外とする。

なお、概略調達価格とは、静岡県建設資材等価格表や物価資料に掲載されている類似品や過去の実績、近傍の実績等から類推した概略資材価格に予定数量を乗じた価格をいう。

- 2 特別調査は、原則として技術調査課長が年2回（上期、下期）行うほか、やむを得ない場合は随時行う。

## 第8 見積調査の価格

- 1 上記第4から第6に定めのない資材等で、概略調達価格（概略資材価格×予定使用数量）が500万円未満の資材等、建築工事に関する資材等又は特別調査が不可能な資材等の価格は、見積調査により決定する。
- 2 建築工事に関する資材等については、第4から第6に定めのある価格についても、実状に応じて見積調査により決定することができる。
- 3 見積調査の方法及び価格の決定は、別に定めた取扱いによる。

## 第9 価格実態調査

- 1 第4及び第7に定める調査は、公正な調査機関に委託することを原則とする。
- 2 価格実態調査の方法は、別に定めた取扱いによる。

## 第10 建設資材等価格の通知

技術調査課長は、建設資材等価格のうち第4に定める静岡県建設資材等価格表及び第7に定める特別調査価格を関係各課及び事務所等の長に通知する。

## 第11 その他

この要領に定めるもののほか、取扱いについては、技術調査課長が別に定める。

### 附 則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は平成30年8月1日から施行する。

### 附 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は令和8年1月1日から施行する。

附 則

この要領は令和8年6月1日から施行する。